

別紙3を次のとおり改める。

1. (1) ①イ(ロ)イ) Cを次のとおり改める。

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、100キロメートルを超え200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超え400キロメートルまでの部分について30パーセント、400キロメートルを超え600キロメートルまでの部分について40パーセント、600キロメートルを超え800キロメートルまでの部分について45パーセント、800キロメートルを超える部分について50パーセントの割引を行う。

1. (1) ①イ(ハ)ロ) を次のとおり改める。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ) Bに定める区間 (n3) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ) Bに定める区間 (n3) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

B 西日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$

100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$
200を超え、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$
400を超え、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$
600を超え、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ) Bに定める区間 (n3) のキロ程 (単位: キロメートル)

R : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ) Bに定める区間 (n3) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

1. (2) ②ロ (イ) ただし書きのうち、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

1. (2) ⑧ハのうち、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

1. (2) ⑪イのうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日」を「令和5年3月26日」に、同ロのうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和5年3月27日」に、同ロ (イ) ロ) のうち「無線通行」を「無線通信」に改める。

1. (2) ⑫イのうち、「コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車」を「E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車 (E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)」に改める。

1. (2) ⑮イのうち、「京都縦貫自動車道は除く」を「京都縦貫自動車道は宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間に限る」に、同ロのうち「ただし、千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る」を「ただし、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジ

から大山崎インターチェンジまでの区間に限る」に、同ハのうち「令和4年4月2日から同年11月27日まで」を「令和5年4月1日から同年11月26日まで」に改める。

1. (2)のうち、⑯から⑰までを4ずつ繰り下げ、⑮の次に次のとおり加える。

⑯ 深夜割引（見直し後）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

⑰ 深夜割引（見直し後）（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、午後10時から翌午前5時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

⑱ 深夜割引（見直し後）経過措置（I）

イ 割引をする自動車

⑯イ又は⑰イに掲げる自動車のうち、走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超え、かつ一定の距離以上、午後10時から翌午前5時までの間に高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間を通行する自動車。なお、一定の距離については、西日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。

ロ 割引率等

割引率は走行経路に基づく距離が1,000キロメートルを超える部分について30パーセントとし、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

⑲ 深夜割引（見直し後）経過措置（II）

イ 割引をする自動車

⑯イ又は⑰イに掲げる自動車のうち、午後10時から午後11時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

ロ 割引率等

割引率は20パーセントとし、午後10時から午後11時までの間に通行する、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の区間の通行料金に適用する。

1. (6) の次に次のとおり加える。

(7) 附則

- ① (2) ③及び⑬から⑱まで並びに(2) ③及び⑬から⑱までに係る事項については、追って定めるものとする。ただし、(2) ⑬から⑱まで及び(2) ⑬から⑱までに係る事項については、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までは適用しないものとする。
- ② (2) ⑱及び⑲並びに(2) ⑱及び⑲に係る事項については、①に定める日から5年程度の間適用することとし、その期間の末日は西日本高速道路株式会社が別に定めるものとする。

別添3を別添3のとおりに改める。

